

女性活躍推進企画調査事業実施業務に係る仕様書

令和7年4月

真庭市

1. 要旨

本仕様書は、真庭市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する「女性活躍推進企画調査事業実施業務」（以下「本業務」という。）について、適用の大要を示すものであり、業務の遂行上当然必要と認められるものについては、この仕様書に記載のない事項であっても、乙の責任において実施するものとする。

2. 業務の目的

消滅可能性自治体は、若年女性人口の減少率で判定される。若年女性人口の増加を図るため、女性が働きやすいデジタルスキルを習得し、潜在的労働力となっている未就労女性の就労意欲の醸成や、子育て中等でも正規雇用化を目指す女性の就業の促進など女性が活躍できる就労環境を整備し、市内への移住・定住を促進するとともに、市外への転出を抑制する。

3. 履行場所

真庭市久世ほか

4. 履行期限

契約締結日から令和8年3月6日までとする。

5. 業務の実施

- (1) 乙は、業務の実施にあたり、関係法令及び条例を遵守すること。
- (2) 乙は、業務の実施にあたり甲と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、適切な人員配置のもとで進めること。
- (3) 乙は、業務の実施にあたり、業務に関連する最新の情報の収集と、業務への反映に務めることとし、実効性の高い具体的提案を行うこと。
- (4) 乙は、業務の進捗について、甲に対して定期的に報告を行うこと。
- (5) 乙は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (6) 乙は、本委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (7) 乙は、本業務の一部を第三者に再委託するときは、予め甲に書面により報告し甲の承認を得ること。
- (8) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速

やかに甲と協議を行い、指示を仰ぐこと。

6. 提出書類

本業務の着手にあたり、乙は下記の資料を甲に提出し、承認を受けるものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務工程表
- (3) 選任届

7. 主任技術者等

本業務の実施にあたり、次に指定する主任技術者が業務の遂行にあたること。

- (1) 主任技術者は、調査分析業務の経験及び豊富な専門知識を有すること。

8. 資料管理

本業務において甲から貸与される資料等について、乙は資料等の重要性を認識し、資料等の破損、滅失及び盗難等事故のないように取り扱い、使用後は速やかに返却するものとする。

9. 成果品検査

乙は本業務の完了後、甲の検査を受けるものとし、甲から本業務に適合しないものとして修正の指示のあった場合には、速やかに修正を行うものとする。

10. 完了時提出書類

本業務の作業が終了した場合は、乙は下記の書類を甲に提出するものとする。

- (1) 業務完成届
- (2) 請求書

11. 成果品の管理及び帰属について

本業務の成果品は、全て甲の管理及び帰属とし、乙が成果品を第三者に公表または貸与してはならない。

12. 業務内容等

(1) 市内企業への調査

多くの市内企業にヒアリングやアンケートを行い、企業が求めるデジタルスキルはどのようなものか調査を行うとともに、デジタルスキルを習得した女性への仕事の発注や新規雇用について啓発を行う。

(2) 女性への調査

多くの女性に対してニーズ調査やアンケート調査を行い、デジタル講座の必要性や講座の内容について分析を行う。

(3) 講座開設に向けた計画

企業ヒアリングや女性への調査の結果を踏まえ、令和8年度以降のデジタル講座開設に向けて、必要な機器、スケジュール、講座内容、講師の人選などの計画を策定する。

(4) 真庭商工会との連携

真庭商工会が実施する市内企業の経営者層に対する意識啓発講座について連携を図る。

13. 成果品

項目	成果物	提出時期 (予定)
(1) 成果報告書	成果報告書 5部	令和8年3月6日
(2) 電子媒体	(1)を格納した電子媒体(CDR等)	令和8年3月6日
(3) その他甲の指示したもの	収集した調査票等	随時

※ 報告書は業務内容(1)～(4)までの各事業を総括したうえで、任意の形式で提出すること。